

岩手県監査委員告示第12号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和5年岩手県監査委員告示第34号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年3月1日

岩手県監査委員 五日市 王
岩手県監査委員 川村 伸 浩
岩手県監査委員 五味 克 仁
岩手県監査委員 中野 玲 子

- 1 監査対象機関名 ふるさと振興部ふるさと振興企画室
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和5年7月10日
 - (2) 本監査実施日 令和5年8月7日
- 3 監査結果の公表の日 令和5年10月6日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
収入未済金の繰越調定に当たり、相当期間経過してから調定しているものが1件、49,673,715円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	令和4年度の繰越しを総点検したところ、本件以外に未済金がないことを確認した。 また、収入未済金の繰越調定は、経年のものであり、年度初めの事務という観点からも担当者間で適切に引継ぎが行われるべきものである。よって、引継書への記載を行い、ふるさと振興企画室管理課長が担当者間の引継ぎの際に同席し、確実に引き継がれているかチェックすることで失念を防ぐこととした。